

ご 注 意

労働安全衛生法では、業種や規模を問わず1人でも社員がいれば、会社に健康診断の実施を義務づけています。過労死等の問題もあって、労働基準監督署のチェックが最近厳しくなっている分野です。

特に、健康診断後における事業所の対応についてはあまり周知されておらず、労働基準監督署より指導を受けた事業所もございます。

そこで、健康診断実施後の対応について下記のとおりご案内いたしますので、ご確認いただき、各事業所にてご対応いただきますようお願いいたします。

1. 健康診断の結果について、その診断区分に「異常の所見がある」と診断された場合には、事業者は医師等からの意見聴取を行うことが法令（労働安全衛生法第66条の4）で義務づけられております。
※健康診断が行われた日から3ヵ月以内に行うこと
2. この場合に事業者が意見を聴く医師とは、その事業所の産業医、または産業医の選任義務の無い労働者数50人未満の事業所は、地域産業保健センターの登録産業医（費用：無料）などとなります。
※東青地域産業保険センター（青森市医師会館内）
住所：青森市勝田1-16-16 TEL：017-777-1501
3. 医師より「通常勤務」「就業制限」「要休業」などの判断について、意見をもらい、事業者は、医師等からの意見を勘案し、必要があると認めるときは就業上の措置（就業場所の変更、作業の転換、勤務時間の短縮、深夜業の回数の減少等）を講じることとなります。
※聴取した医師の意見を健康診断個人票に記載すること
4. 健康診断の結果は健康診断個人票に記録し、5年間保存することが義務づけられております。（労働安全衛生法第51条）

【健康診断実施後の流れ】

